

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富山市長

市町村名 (市町村コード)	富山市 (162019)
地域名 (地域内農業集落名)	黒瀬谷・卯花・八尾・室牧・野積・仁歩・大長谷地区 八尾町、八尾町天満町、八尾町下笹原、八尾町掛畑、八尾町上黒瀬、八尾町小原、八尾町滝脇、八尾町桐谷、八尾町小井波、八尾町上笹原、八尾町茗ヶ原、八尾町角間、八尾町梅苑町、八尾町高熊、八尾町谷内、八尾町高橋、八尾町柴橋、八尾町中、八尾町竹ノ内、八尾町宮ヶ島、八尾町尾久、八尾町窪、八尾町天池、八尾町高瀬、八尾町追分、八尾町柚子、八尾町上野、八尾町細滝、八尾町坂ノ下、八尾町高尾、八尾町野須郷、八尾町和山、八尾町北袋、八尾町峯、八尾町須郷、八尾町上ノ名、八尾町下ノ名、八尾町足谷、八尾町大道、八尾町小長谷、八尾町小長谷新、八尾町村杉、八尾町檜尾、八尾町岩屋、八尾町宮腰、八尾町外堀、八尾町東坂下、八尾町北谷、八尾町水口、八尾町上ヶ島、八尾町宮ノ下、八尾町道畑下中山、八尾町東葛坂、八尾町桐山、八尾町西葛坂、八尾町油、八尾町下田池、八尾町上田池、八尾町八十島、八尾町下乗嶺、八尾町新名、八尾町高峯、八尾町乗嶺、八尾町青根、八尾町川住、八尾町岩島、八尾町西川倉、八尾町東川倉、八尾町下牧、八尾町東布谷、八尾町布谷、八尾町赤石、八尾町東松瀬、八尾町西松瀬、八尾町狛師ヶ原、八尾町桂原、八尾町谷折、八尾町大下、八尾町下仁歩、八尾町中仁歩、八尾町上仁歩、八尾町入谷、八尾町草連坂、八尾町鼠谷、八尾町平沢、八尾町三ッ松、八尾町倉ヶ谷、八尾町正間、八尾町古友、八尾町大玉、八尾町尾畑、八尾町小畑、八尾町武道原、八尾町土玉生、八尾町小谷、八尾町茗ヶ原、八尾町清水、八尾町花房、八尾町薄尾、八尾町栗須、八尾町板折、八尾町専沢、八尾町中山、八尾町横平、八尾町二屋、八尾町越後谷、八尾町安谷、八尾町上牧、八尾町島地、八尾町下島、八尾町中島、八尾町内名、八尾町水無、八尾町田頭、八尾町西原、八尾町高野、八尾町新屋、八尾町東原、八尾町夏前、八尾町庵谷、八尾町切詰、八尾町杉平、八尾町滝谷
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月8日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・中山間地域のため農業生産条件が不利な農地がある。

・地域における担い手の確保状況は、認定農業者13経営体、集落営農組織が3経営体、認定新規就農者が1経営体、その他地域の中心経営体が3経営体となっているが、十分ではない。その他の農業者については、当面は現状のまま営農を継続するが、高齢化が進行しており、農集落営農組織や新規就農者等による後継者が確保されない場合、農家数の減少が見込まれ、不作付地の拡大が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・担い手農家への農地の集積・集約を進めるとともに、新規参入を促進する。

・中心となる経営体がない集落もあるため、後継者の育成も含めて新規就農や集落営農化を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,187 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,187 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化区域を除く農用地、農業振興地域の農用地を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、当地区全ての農地を担い手に集約する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえて、費用に見合った用排水路等の基盤整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

富山県や富山市、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の参入、就農を支援し、確保・育成を図る。また、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
また、技術の承継や耕作従事者の若年化を図る観点から、国の制度である地域おこし協力隊制度等を活用するなど、地域内外から多様な担い手の確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業等については、事業者への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、鳥獣被害対策を実施する。
- ③農作業の省力化を図るため、スマート農業を推進していく。
- ⑤農地の高収益化を図る観点から、果樹等の栽培を振興する。
- ⑦農業農村が有する多面的機能の発揮を図るため、多面的機能支払交付金等の事業を活用し、土地改良施設等の保全管理を推進する。